

「子育て支援活動」における育児期の女性の学習観 —行政施策を中心に—

河野弓子

はじめに

本稿では、これまでの子育て支援施策を通して、育児期の女性が抱える課題を析出し、子育て支援に関わる実践活動から、育児期の女性の学習観を明らかにすることを目的とする。

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的つながりの希薄化により、子育ての負担感や子どもの教育やしつけの方法に当惑した親が増加し、子育てをしている親を対象とした、「子育て支援活動¹⁾」の必要性が高まってきた。このような中で、子どもが成長し、発達していく段階で、適切な支援を行うことは、育児期の女性が安心して子どもを育てるために必要なことであり、同時に、子どもの育ちに対する適切な知識を持つことも必要である。

「子育て支援活動」は、自治体をはじめ、ボランティア組織やNPOなど、多様な団体が独自の視点で実施している。それらの活動内容は、子どもの育ちを支援するための取り組みであることや、育児期の女性の育児不安²⁾を軽減するためのものである。具体的には、子育て支援活動を中心的に行っている地域子育て活動支援センター事業やつどいの広場事業は、自治体主導であるが、民間団体に委託されている。たとえば、代表として挙げられるNPO法人あい・ぼーとステーション（東京都港区）は、2003年9月より、地域の総合的な子育て・家族支援の拠点としての活動を目指し、つどいのひろば、一時保育、子育て講座の企画実施などの事業展開をしている³⁾。一方で、育児期の女性による自主的子育てサークルは、1980年代後半から90年代にかけて、全国各地に誕生している。これらのサークルは横断的につながり、ネットワーク化して全国的な組織に発展していった⁴⁾。

ここで重要な視点は、子育ての中核となる「母親」である「育児期の女性⁵⁾」への期待と課題を表出させることであると言える。そこで、今回は特に、「育児期の女性⁶⁾」に焦点をあて、彼女たちの学習活動によって社会との関係性を自覚するプロセスの持つ必要性と、これらが育児期の女性にとって、自分自身の人生を主体的にとらえるきっかけになりうるものが、重要であることを明らかにしたい。

しかし、「子育て支援活動」における育児期の女性の学習観についての先行研究は、ほとんど研究がなされてこなかった経緯がある。それは、ここで述べる子育て支援活動が、これまでの子育て観とは異なり、子どもを中心とした「母親」の視点を考えるものではなく、主体的に「母親」を「育児期の女性」として見る視点を持っていることである。

児童福祉論やジェンダーフリー、子どもの発達に関する事を専門としている浅井春夫は、問題点を次のように指摘している。『わが国における急速な少子化の進行』（次世代育成支援推進法第1

条)に対する施策であり、子育て支援の量の問題(たとえば保育所待機児童ゼロ作戦)に力点があり、子育てのしやすさ・安心といった質の問題が軽視されている実態がある。メニューを増やしたり、保育所待機児童への対策だけでなく、子どもの発達・成長をはぐくみ、親の安心を保障する施策となっているかどうかである⁷⁾」と指摘している。

また、少子化問題を子育ての負担感という観点から研究している池本美香によると、「選択の圧力が働いて、女性が純粋に子育てを楽しみ、女性として「子育てをする権利」が組み込まれていない事⁸⁾」を指摘し、女性が母親として自然に子育てを楽しむ事を選択をできにくくしているのであり、その延長上には、育児期の女性としての学ぶ権利の得難さがあると指摘している。

そのうえで、育児期の女性の学習観について研究を行っている村田晶子は、公民館における社会教育の立場から以下のように述べている。村田は、「公民館は社会教育法に定められた社会教育機関である。そこでの『学習』は知識や子育てのノウハウを得ることが主眼ではない。地域や社会の形成主体として、母子関係においては、母も子も望ましい人間的な成長を得るために学びあうのである⁹⁾」とし、学習の視点は子育て支援という活動の中で、共同学習の必要性を指摘している。

上記のように、これらの研究は、子育て支援施策から、女性の学習の重要性を指摘しているものであり、これらの施策を踏まえた上で、実際に「子育て支援活動」に関わった女性が、学習を通して、どのような形成がなされたのかという学習観についてなされているとはいえない。そこで、子育て支援の重要性は、これらの育児期の女性が学習活動に参加し、社会とのつながりを認識することが重要であることを明確にしたい。

以上から、先行研究を概観し、現在までの子育て支援の行政政策を概観する。そこで指摘されてきた問題点を析出する。同時に、これまでの民間団体における子育て支援活動について踏まえつつ、子育て支援の実践で行われている事例を参照する。そのうえで、育児期の女性が学習集団との関係性に留意しながら、育児期の女性が実際に抱える問題と課題を示し、子育て支援活動における彼女たちの学習観について考察する。

1. 子育て支援施策の動向と課題

これまでの子育て支援施策の流れをおさえるために、育児期の女性の子育て支援について研究がどのように展開してきたのかについて概観したい。

これらの研究が展開する契機となったのは、1980年代半ば以降から、「婦人問題学習」に代えて、「女性問題学習」と表現されるようになったことである¹⁰⁾。この女性問題学習は、次のように定義されている。それは、①女性問題を、性差別・人権侵害の問題ととらえる、②『婦人教育』を女性問題解決のための学習ととらえて事業を行う、③自他の人格を尊重し、対等な関係をむすび、互いの成長を支えあいながら生きていく人間的力を養うための学習ととらえる、の3つである¹¹⁾。ここには、女性問題学習の基本的視座が書かれており、他者との関わりの中で力量形成を促す姿勢が明確に示されている。このことについて、国立市公民館で、長年女性問題学習に携わって

いる伊藤雅子も、「女性問題学習は、独学では身につかない¹²⁾」とし、「子どもを育てることを通して、人とのつながりの中で自分も育とうとする、こういう姿勢を、こういう条件づくりをひとりひとりがし続けていく大切さを思っていました。そして、公民館や保育室は、そのためにこそあるのだとあらためて確かめることができました¹³⁾」と、同様の指摘をしている。

それでは、近年の「子育て支援活動」が高まっている背景とはいかなるものであろうか。近年、地域住民のつきあいの希薄さから、育児期の女性が子どもと共に精神的に孤立し、子育てに悩んでいることを身近な人に相談できないという状況である。

さらに、2005年には、合計特殊出生率が1.25といわれているように、少子化が加速し、居住地域に同じ境遇の人との出会いが少ないことも、子育ての悩みの深刻さに拍車をかけている。これらの悩みを解消するためには、出会いの場を作ることもひとつの方法であり、孤独感の解消を手助けするような子育て支援が必要である。現在の子育て支援施策は、育児期の女性が子育てをすることへの支援のためのものである。働くことと子どもを産むことという、子育ての両立を考えているため、子どもの視点を中心とした保育施策が先行している。その内容について、厚生労働省前少子化対策企画室長の蒲原基道が、問題点を「『少子化対策』として行う施策は、『子育て支援策』である¹⁴⁾」と指摘しているように、少子化対策の位置づけに子育て支援がおかれている。その後、対応策は孤立した育児期の女性が、育児不安や子育てのストレスを抱えた専業主婦の問題へと移行した。

しかし、2004年3月文部科学省による「家庭教育支援における行政と支援団体との連携について¹⁵⁾」調査研究委員会の報告がなされたように、親を主体とした子育て支援施策への転換が図られてきている。この中で、家庭教育支援を「学習を希望する親の学習支援」から「すべての親の子育て支援施策としての学習支援」とし、子育て支援団体や子育てサークルのネットワーク化を推進することで親の学習機会を設けることの必要性を訴えている¹⁶⁾。

また、厚生労働省は、少子高齢化対策の一つとして、子育て支援活動を全国的に展開している。それは、「地域子育て支援センター事業」といわれているもので、1993年に事業が創設され、新エンゼルプランに基づき箇所数を増やしてきた結果、10年後の2003年には全国、約2,500箇所で開催されている。この事業の目的は、「地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うこと¹⁷⁾」である。その事業内容は、①育児不安等についての相談指導、②子育てサークル等の育成・支援、③特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力、④ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、⑤家庭的保育を行う者への支援、である。そこに、各市町村の状況を加味しながら、独自の事業を盛り込み、各地域で実施している。

さらに、子育て支援施策の中心的拠点となっている地域子育て支援センターと同様に、子育てへの不安や精神的な負担感を軽減する目的の子育て支援策として、厚生労働省が全国に約500ヶ所設置（2006年10月現在）している「つどいの広場」¹⁸⁾事業では、次の4事業を実施することとし

ている。それは、①子育て親子の交流、集いの場を提供すること、②子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること、③地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること、④子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること、の4つである。

それでは、子育てについてどのような意識を親は持っているのであろうか。このことは、内閣府発表の平成17年度国民生活白書「子育て世代の意識と生活」から理解することができる。これによれば、「子どもを持つことで豊かな人生を送ることができる」と考えている割合は、子どものいない人に比べて子どものいる人の方が明らかに高い。中でも、子育てに手がかかると考えられる時期の親ほど「そう思う」と回答している割合が高く、特に「第一子が小学校入学前の親」では男性で85.6%、女性で79.1%に及んでいる¹⁹⁾。子育てに手のかかる時期は、「負担感も大きいですが、子どもを育てその成長を見守る中で、何にも代え難い充実感や満足感を得ていると考えられる」とあり、子育てをしている人は、その時期を非常に肯定的に捉えており、「実際に子どもを持つ人が子育てを楽しく感じ、子育ての中で満足感を得たり、人生に豊かさを感じている状況がうかがわれる」とされており、子育て期をさらに充実した期間にするためにも、自らの内面を広げるような学習の機会を得ることは有効だと考える²⁰⁾。

反面、育児期の女性にとって、自己実現の妨げになる事柄として次のような指摘がある。「子どもを育てていて負担に思うことについては、『自分の自由な時間が持てない』との回答が最も多い」とあり、「専業主婦は常に注意を払わなければならない子どもと毎日かつ長時間接しているばかりでなく、体や気を休めることができにくい状況にあることが、子育ての様々な負担感を大きくしていると考えられる」と記されている²¹⁾。

以上のことを踏まえて考えるならば、育児そのものへの負担というよりはむしろ、育児をしている時間の拘束が負担になっており、育児に対する不安感は、自己実現の妨げになるかどうかを自身で見定める判断ができないことが原因となっていると考えられる。

2. 女性問題学習実践の理念

育児期の女性の学習に焦点をあてた実践をあげ、その理念を考察したい。ここでは、国立女性教育会館の活動に触れつつ、今日の「子育て支援活動」として中心的役割を担う国立市公民館における女性の社会教育学習実践を参照する。

女性の学びは、社会教育活動において展開され、社会の変容とともに、学習の内容も変容しながら実施されてきた。その中心となった女性の学習実践として挙げられるのは、国立女性教育会館(NWEC: National Women's Education Center, Japan)である。国立女性教育会館は国際婦人年を記念に建設され、1977年に開館し、以降、女性の学習拠点として、実践的な研修や専門的な調査研究を実施している。

国立女性教育会館では、女性学の学習を中心として、考えるべき基礎的な内容を盛り込んだ上で、学習者が取り組むべき学習の方向性を示している。それは、「学習課題」として提示されている。

そこでは、「成人の学習者の主体性を尊重し、学習者のニーズに応えるものでなければならない。したがって、学習者のニーズを十分に把握することが必要である²²⁾」と示され、女性のみならず、男性の参加も可能なプログラムを提供している。これは、「対象者別学習課題」として、年齢別、地域の特性などを考慮して「若い男女」、「働く女性」、「子育て中の男女」、「主婦」、「高齢者」、「男性」、「地方都市向け」を取り上げ、学習課題を設定している。中でも、「子育て中の男女」のプログラムに注目したい。テーマとして設定されているのは、「子育て中でジェンダーの問題に気づき、男女とも親であり、個人としての行き方を同時に実現する²³⁾」ことであり、ねらいはジェンダーの視点からの問い直しである。特に重要な視点は、「講義だけでなく、ディベート、ブレインストーミングなどによって、受講者の参加型の講座にすることが重要である。自分の生活を見つめなおすために、生活時間を記録してみる、子育てを実際に分担している男性の体験談を事例として取り上げて話し合うなど、いかに自分自身の問題としてとらえられるか²⁴⁾」である。

次に、国立市公民館の女性の学習²⁵⁾とはどのようなものであったのかについて探る。国立市公民館の女性の学習は、1965年から実践されてきた。それは、全国で展開されていた公民館保育室活動と同時期であった先駆的实践である²⁶⁾。当時から子どもを保育室に預け、学習に集中できるような環境を整えている。そして、子どもを預けることの意義と課題を、学習の中心においていた。

この保育室での活動について村田は、「乳幼児を抱えた母親たちには学習要求がなかったり、学習の必要がないのではなく、現実にその権利が奪われていたのだということ。子どもを生み、育てる時期は女はそれに専念し、家に居るべきで、社会活動は子どもを育てあげてからのことという通年に対する実践的批判をこめての公民館保育室の活動²⁷⁾」であったと述べている。ここでの活動は、育児期の女性にとって民主主義教育、人権教育の場であり、女性と子どもの人権を取り戻す学習の営みであること、自主的自発的、共同学習を基本とする学習観に立つことが不可欠であることなど、改めて確認しておくべき価値観、実践であることを意味している²⁸⁾。具体的には、①生活に根ざして人格を育てあおうとする学習であること、②価値を問い直すこと、③主権者として育つこと、の3点を挙げ、主権者としてのものの見方や実践力を養うことを主眼とした²⁹⁾。

以上のことは、「母親が社会に生きる一人として育つことと、子どもの健康で幸せな生活・成長を二者択一ではなく、統一してとらえる視点、否、分かち難く結びつき、相関する問題としてとらえる視点から展開してきた。このことは旧来の女性観、育児観のとらえなおし、発達観、集団観、学習観の問い直しを行うことであり、人間らしさのとらえ直しの学習³⁰⁾」である。それは、育児期の女性の学習が、育児の問題や子育ての知識を獲得するだけの機会ととらえることだけではなく、社会との関係性を認識する学習の実践であることが示されているといえよう。

両者の実践について共通して言えることは、「相互に学びあい、自らを育てる学習の主体であるためには、自分たちにとってどのような学習がその成長の上で生きた力になったかを検証し、『自分たちの成長にとって、価値のある学習のあり方はこのような学習である』ということをつかむこと³¹⁾」である。そして、「地域や社会の形成主体として、母子関係においては、母も子も望ましい人間的な成長を得るために学びあう³²⁾」ことである。それは、生活や生き方を見つめなおすことで

担保される。このような実践は、育児期の女性にとって、必要だという実感の持てる機会ととらえることを可能にさせた。それは、育児期の女性自身の学習観の獲得であると考えられる。

3. 育児期における女性の学習観

育児期の女性の学習観とは何であろうか。子育て支援施策は展開されているが、具体的に女性の学習観が深まっているとは言えない。育児期を通して、どのように生活を捉えていくのかを自身で認識する必要がある。女性は「母親」になろうとすると、子育てを通しての生活が自らの自己実現になることが望ましいと考える。その時、留意しないといけない事は、母性神話のような子育てに身を捧げる母親像ではなく、子育てという時期が本人にとって、有効な学習の時期としてとらえることができるかどうかである。

育児期の女性が育児に専念し、自らの手で育てることに価値を見出しはじめたのは、1920年頃である。この時期を境として多産多死から少産少死への転換時期となり、都市部の新中間層と呼ばれる、俸給生活者の家庭の専業主婦が登場した³³⁾。この当時、育児に対する考え方に「科学的育児法³⁴⁾」が登場し、同時に子育てへの責任が重くなった。これは現在でも、基本的に変わっておらず、育児期の女性が一人で背負う育児の負担感の変化はさほどみられない³⁵⁾。しかし、財団法人子ども未来財団の2005年「子育てに関する意識調査報告書」によれば、子育てに対するイメージで「子どもを持つことで親も成長する」と応えている子育て層は59.1%に及んでいる³⁶⁾。ここから、半数以上は子育てが育児期の女性自身の人生において、肯定的にとらえることができることを指しており、育児への負担はあるものの、自己の成長ができるきっかけとして学習を取り入れることは無理のない事と考えられる。

このことについて、池本は「親のエンパワーメントのためには、親のコミュニティづくりとともに、親の学習機会を保障していくことが重要であるが、それは行政の相談機関や家庭教育ノートのような、上から下への教育ではなく、親の教育権を尊重し、親同士の学び合いを促進する方向を目指すべきである」とし、「親が働いているかどうかにかかわらず、すべての子どもと親に学びの場を保障すること」の結果、「親にとっては育児不安の解消にとどまらず、仕事や社会活動のための技能も高めることにつながる³⁷⁾」と指摘し、学習のもたらす効果が生活を豊かにする可能性を示唆している³⁸⁾。そのうえで、子どもを育てることについて、「人と人をつなぐ働き」を持つとし、子どもを中心とした縁による人間関係が得られることも、子どもを持つことの価値といえるのではないかと述べている³⁹⁾。

また、村田によれば、育児期の女性の学習は子どもと母親にとって非常に重要な役割があり、女性の価値観を揺さぶる必要があると強調している。そして、子育て支援施策について、次のように指摘している。『『挑戦』と標榜されながら、実態は母親と子どもはセットでとらえられ、一方、母親の学習とは、子どもの問題と離れたところに設定されたり、育児情報レベルにおかれた⁴⁰⁾』とし、「育児の困難さは母親の力不足や気持ちの問題に解消され、その人間的成長を支えあう方向に

向けての現状の構造的な分析や力量形成の見通しを欠いたまま、母親自身が子育ての力を獲得する＝人間関係の中で生き、学ぶこと＝その力量の形成の主体から疎外されている⁴¹⁾」としており、育児期の女性の学習がいかに関与策において貧困に扱われているかと述べている。

育児期の女性は、子育て支援施策の取り組みを利用するだけでなく、自らの力で仲間と共に子育てサークルを作り、活動を行い、さらにはネットワークを広げる活動も実施している。自らの子育てに悩み、誰にも頼ることが出来ない状況に悩み苦しんだ経験から、後に続く同じ立場の育児期の女性を応援するための活動をし、自分の経験から学んできたことを生かすための活動の場になっている。このような活動も育児期の女性だから持てる着眼点であり、その観点が子育て環境を少しずつではあるが、子育てに不安のない社会へと導く力になるのである。育児期の女性は、主体的な活動の中で、生活のあらゆる場面から気づきを得て、そこから社会との接点を認識するという、意図的でもあり無意図的でもある。学習活動に絶えず身をおいているのであり、彼女たちの学習観は、これらの実践の中から表出された。この経験は、受動的な施策から表現されたものではなく、育児期の女性が自らの活動に誇りと自信を持ち、社会に発信しているという実感を持つことによって獲得されたものである。

ま と め

以上のように、これまでの子育て支援政策を概観したうえで、子育て支援に関わる具体的な実践活動に触れつつ、そこで行われている育児期の女性の学習観について考察してきた。

育児期の女性が、主体的に生き方を考えるきっかけが学習であるとすれば、育児期の女性にとって、最大関心である「子育て」の分野での参加は、学習意欲も高いといえよう。実際に、育児期の女性が学ぶとなると、託児環境の整った施設や保育のための人員確保など、基本的な実施体制の整備が必要である。子育て支援の取り組みは、少子化対策との相乗効果で、盛んに行われている。この内容として多くみられるのは、育児期の女性の居場所作りと託児が主な目的の保育サービスである。育児期の女性にとって子どもと共に気軽に参加が可能な居場所は、育児不安を解消する場となる。

しかし、重要なことは、育児期の女性が主体的に学ぶためのカリキュラムの構築である。単なる、子育ての知識を得るための場でも、育児不安解消のためだけの場でもなく、育児期の女性として主体的に学び、自分の中にある可能性を表出できるような学びとはどのようなものになるのかを考える必要がある。子育て施策に頼るだけでなく、NPO⁴²⁾などの民間団体が構築したカリキュラムを開発し、提供できる場を持つことも必要である。また、それを展開させる事も必要である。

今後の課題としては、子育ては女性だけのものではなく、男性の視点も加え、「子育て支援」を家族の視点で考えていく必要があると考える。

注

- 1) 厚生労働省 2006 年 11 月発行の「子ども・子育て応援プラン」の中で、子育て支援の目指すべき社会のあり方として、①すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子が集まって、相談や交流ができるようになる（子育て支援拠点がすべての中学校区に 1 か所以上ある）、②孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る）、③子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス。を挙げている。
- 2) 大日向雅美「発達心理学の立場から」『こころの科学』103、日本評論社、2002 年 5 月。の中で、大日向は「子どもの成長発達の状態に悩みを持ったり、自分自身の子育てについて迷いを感じたりして、結果的に子育てに適切にかかわれないほどに強い不安を抱いている状態。」を育児不安と定義している。
- 3) 大日向雅美『「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない』岩波書店、2005 年、pp.80-83。
- 4) 小木美代子「“子育て・子育て支援” 取り組みの流れ」『月刊社会教育』、国土社、2004 年 3 月、p.11。
- 5) 村田が「育児期の女性」という表現を使用し、焦点をあてている理由は、成人女性のなかでもとりわけ育児期の女性の位置づけを子育て支援の中で明確にしたいという課題を追求するためである。そこで、本稿でも「育児期の女性」という表現を使用することによって、「子育て支援活動」を行っている女性の学習観を明らかにすると考えた。村田晶子『女性問題学習の研究』未来社、2006 年 12 月、p.154。
- 6) ここで言う育児期の女性とは、子どもの年齢によって区別する対象ではなく、子どもを育てている女性全般を指すことにする。
- 7) 浅井春夫「少子化対策関連法にみる子育て支援」『月刊社会教育』国土社、2004 年 3 月、pp.12-20。
- 8) 池本美香『失われる子育ての時間』勁草書房、2003 年、pp.72-73。
- 9) 村田晶子『「子育て支援」と女性差別』『月刊社会教育』国土社、2006 年 3 月、pp.5-11。
- 10) 同上書、p.26。
- 11) 村田晶子『女性問題学習の研究』前掲書、p.102。
- 12) 伊藤雅子『女性問題学習の視点』未来社、1993 年、p.40。
- 13) 同上書、p.107。
- 14) 蒲原基道「これからの総合的な子育て支援について考える」『現代のエスプリ』No.408、至文堂、2001 年、pp.93-100。
- 15) 家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものである。
- 16) 文部科学省 2004 年 3 月『行政と子育て支援団体との連携の促進について』報告書参照。

- 17) 厚生労働省地域子育て支援センター事業概要、i-kosodate.net HP 参照、http://www.i-kosodate.net/mhlw/i_report/others/cases6/index.html (2007年1月30日閲覧)。
- 18) 厚生労働省の概要に記載されている趣旨によると、「主に乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、その機能を有する『つどいの広場』事業を実施するものです」としている。
- 19) 内閣府国民生活政策編『平成17年度版国民生活白書』ぎょうせい、2006年、p.34。
- 20) 同上書。
- 21) 同上書。
- 22) 国立婦人教育会館編『女性学教育／学習ハンドブック』有斐閣、1997年、p.216。
- 23) 同上書、p.230。
- 24) 同上書。
- 25) 伊藤雅子『女性問題学習の視点』前掲書、p.20。
- 26) 同上書、pp.76-77。
- 27) 村田晶子『女性問題学習の研究』未来社、2006年、p.171。
- 28) 同上。
- 29) 同上書、p.2。
- 30) 伊藤雅子『女性問題学習の視点』前掲書、p.148。
- 31) 同上書、p.225。
- 32) 村田晶子『女性問題学習の研究』前掲書、p.169。
- 33) 沢山美果子「近代日本における『母性』の強調とその意味」人間文化研究会編、『女性と文化——社会・母性・歴史』白馬出版、1979年、pp.164-180。
- 34) 首藤美香子『近代的育児観への転換』勁草書房、2004年、p.84。
- 35) 内閣府国民生活政策、『平成17年度版国民生活白書』p.43。
- 36) 2003年財団法人子ども未来財団調査『子育てに関する意識調査報告書』2004年12月、p.24。
- 37) 池本美香『失われる子育ての時間』前掲書、pp.192-193。
- 38) 同上書、p.168。
- 39) 同上書、pp.167-168。
- 40) 村田晶子『『子育て支援』と女性差別』前掲書、p.7。
- 41) 同上書、p.8。
- 42) 牧野 篤「生涯学習とNPO」あいち生涯学習NPO委員会編『生涯学習分野におけるNPO支援事業報告書』2005年3月、p.6。ここで言うNPOは、生涯学習の視点を用いるため、以下の牧野の概念を使用する。「市場社会を前提としつつ、社会の現実の中で、自らの社会的使命を高く自覚し、その活動に必要な労働の対価を構成員に分配しつつ、社会変革を遂げていく新たなセクターとして発展していくことが期待されることになる。」